

## 第1部

### コメント ～裁判の現場から～

(レジュメは本文中 60～61 ページに掲載)

#### 「新潟大学」

新潟大学職員組合 共同原告団長

世取山 洋介



**先** 週月曜日から金曜日までシカゴに出張に行っておりました。今日の報告の依頼が組合にあったのが16日で、まだシカゴにいる途中でした。メールをチェックしていなかったところ、18日の深夜に帰って来たら、コメントを求められているというメールが新大職組の書記から入っていました。対応せざるを得ないと思っていたのですが、一昨日、昨日と一日中会議が入っていて、きょうの午前中によやくレジュメをつくる時間が取れました。急いで用意したレジュメであるためタイトルに誤植があります。「通則法63条3項の…」とすべきところを「通則法求63条3項…」と間違えています。みっともないレジュメになっていますが、ご容赦ください。

新潟大学の原告団および弁護団の共通了解としてあるのが、旧63条3項解釈が給与請求訴訟と退職金請求訴訟の双方において決定的な重みを持つということです。法人化により私たちには労働契約法が適用されることにはなつたけれども、通則法が特別法としてかかってくる。そうすると63条3項に規定された、社会情勢一般への適合ということが、一般法に対してどういう修正を求めることになるのか。これが大きな論点になると認識しておりました。

去年5月6日に単組交流会の報告時に配布したレジュメでは、減額された

給与と退職金の返還を求める訴訟に、国を相手に労使間自治に不当に干渉したことに対する損害賠償を請求する訴訟を組み合わせたことが、旧63条3項の解釈に決着を付けることができる唯一の訴訟形式であるという報告をしました。大学だけを相手にしていると、国による強制があったのだと言われて逃げを打たれてしまうのですが、国も同時に被告席に置いておけば、国は絶対に「私が強制しました。」とは言えない、63条3項は国による強制を予定していないと言わざるを得ないので、大学側は国による強制を不利益変更を正当化する理由として持ち出せなくなります。

もっとも高専機構の地裁判決と福教大の地裁判決では、焦点になるとにらんでいたはずの旧63条3項の解釈については一切触れられていない。「何と物分かりのいい裁判体なのだろう。」と正直思いました。旧63条3項をめぐる空中戦をやらなくても、財政的な余裕を財務諸表に基づいて論証できれば、勝つことができる、厄介な空中戦をしなくても済むようになってラッキーだと思っていました。ところが5月7日の京大の京都地裁判決で、だまし討ちのような形で旧63条3項論が展開されて、実に不愉快な負け方をさせられているということになりました。私も京都地裁に判決公判を傍聴しましたが、その時に、「油断大敵！」という言葉が頭の中を何度もよぎりました。うちの訴訟も、準備書面の構成全体をもう一度組み直さないと駄目だと、その時に思いました。

京大判決のロジックは既に小部弁護士より指摘されているように判決文の64ページから66ページに展開されています。それをやや雑駁に分析すると、こういうことになります。二つのロジックの組み合わせで就業規則の一方的不利益変更の要件の一つである「高度の必要性」が認定されている。

ロジックの1は、法人枠による公費支出を受けている。だから給料は社会一般の情勢に適合するものでなければならない。京大の場合はさらに就業規則において国家公務員準拠主義が明文化されている。なので、特段の事情がない限り、国家公務員に準拠する法人の義務があり、就業規則の一方的不利

益変更をする「一定の必要性」が認められる。法人の「義務」であるとははっきり書いてないのですが、実質的には63条3項のもと国家公務員に準拠するのが原則として法人の義務となるということが示されていると思います。

ロジックの2は、「これに加えて」として、国からの減額要請が実際にあったということと、多くの大学がこれに従っていたことが「一定の必要性」を「高度の必要性」にまで高めているというものです。

本当は都留文科大学の退職金減額訴訟の第一審判決も比較検討した上で京都地裁判決の旧63条3項解釈の問題点を詳しく展開しようと思っていたのですが、先ほど言った事情で、いまだに自分が地球上のどこにいて、何月何日の何時に来ているのかまだよく分からない、ボケボケの状態のため、準備ができませんでした。ごく荒っぽく京大地裁判決の問題点を指摘するにとどめざるをえません。

私どもが现阶段で問題と考えているのは、労働契約法が原則で、例外が多少あるというのが通則法なのだけれども、この原則と例外の関係が逆転してしまっている、ということです。京大地裁判決では、国家公務員に従うのが原則であって、特別の事情がある場合は労働契約法に基づく労使間自治に基づいて決定しても良いということになっているのだが、原則と例外との関係が逆転してしまっているということです。

旧63条3項に規定された社会情勢一般への適合という文言を素直に読めば、国家公務員給与の動向は給与決定にあたっての要考慮事項のうちの一つに過ぎないのではないかと。これは小部先生のおっしゃっているとおりです。立法に際し、立法した人がどう考えていたのかをさかのぼって見てみますと、「国家公務員は最低水準である。国家公務員を下回ってはならない。」、つまり、これを下回ってはいけない最低基準として国家公務員の給与が位置づけられていたようです。当考慮事項となるとしてもなお、最低基準を示すものに過ぎないということになるのではないのでしょうか。

旧63条3項の解釈は行政法と労働法が交錯する領域で展開されることに

なります。なので、行政法的な裁量過程統制という発想だけで議論を構築しきれぬのかどうかについてはまだ検討が必要です。それでもなお、少なくとも行政法的には、さまざまな要考慮事項を法的に確定した上で、考慮しなければいけない事からの間の重みをきちんと確定していくという作業が必要とされていると思います。

今後の展望なのですが、三つの判決を受けて、夏休み中に準備書面の全面的再構成を行う予定で、9月か11月の法廷には全面的に再構成した書面を出し直すつもりでいます。新潟大学は給与だけでなく退職金の返還請求訴訟もやっているわけですがけれども、先ほど小部先生が紹介していた国公の東京地裁判決を読むと、大震災からの復興のための予算というのが、逆に合法視されやすいという状況が生まれているようです。その裏返しになるのですけれども、退職金減額では労働法内在的な議論できる状況が生まれているので、旧63条3項の解釈を労働法内在的に闘わせる土俵が設定しやすくなっている、というのが、新潟大学原告団の考えとなっています。余談ですが、退職金減額のほうは全大教の決定では援助金の額が低くなっています。

給与と退職金の二つの訴訟を勝ち抜くためには旧63条3項に基づく賃金決定に当たって法人側の裁量過程をどのように統制できるのかという問題に関する法的議論を徹底的に展開しなければならないということは確かです。皆様へのお願いになるのですが、つまりかかないためにも旧63条3項の空中戦を一緒にやり抜いていただけないでしょうか。新潟大学も全力を尽くします。皆さんの協力を心からお願いしたい。

以上です。(拍手)

## 賃金訴訟における通則法旧63条3項をめぐる解釈論の位置

### 1. 63条3項解釈の決定的な重要性

(ア) 2014年5月10日第2回未払い賃金請求訴訟単組交流会での報告時に配布したレジュメより

#### 1. 国相手の賠償請求訴訟と賃金返還請求訴訟の関係

(ア) 当初考えていたこと

##### ① 「戦術」論＝「王手飛車取り」

1. 国「強制はしていない。」v. 法人「強制に従った。」
2. どちらに転んでも勝てる。

##### ② 直観

1. 「本丸を相手にしなくてケンカになるか！」
2. 友人の弁護士から「感だけど、国相手もしておくべき。でないと、法人に強制論で逃げられちゃうよ。」とのアドバイス。

(イ) 訴訟の進展中での「戦略」的意義の確認

- ① 適用法令に関する争点（＝労働法適用か国公法の実質的適用か？）に決着をつけることができる唯一の訴訟形式。
- ② 上記争点こそが今回の訴訟のもっとも重要な争点。

(イ) 高専機構地裁判決と福教大地裁判決における63条3項解釈論の不在⇒「杞憂であったみたいだ。ラッキー！」しかし、京大地裁判決での浮上⇒「やっぱりこういうことか…。」油断大敵！

(ウ) 労働契約法（一般法）+通則法（特別法）→特別法はどのように一般法を修正するのか？という法解釈論上の論点。これはすべての訴訟に通じる問題点。

		国	大学	組合
適用法令	63条3項の解釈	労働法適用 (+α?)	労働法極限的限定適用	労働法適用 (+α)
	政府に従う義務	無	有	無
事実認識	事前規制	無	有	有
	事後規制	? (求釈明中)	有	有
財政問題	会費可能な額の 余剰資金の有無		無	有 (第1: 財政分析。 第2: 学長裁量経費+ 業務達成基準+全学 機構経費)

### 2. 京大判決のロジック（64～66頁）と問題点

(ア) 2つのロジック

- ① ロジック①＝国による公費支出⇒社会情勢一般への適合原則（⇒京大就業規則における国家公務員準拠の明文化）⇒特段の事情がない限り国家公務員に準拠する法人の義務⇒就業規則の一方的不利益変更の必要性の昇任
- ② ロジック②＝「これに加えて」、国からの減額要請+多くの大学がこれに従っていたこと⇒国家公務員の給与減額に沿う対応が「より強く求められていた。」。

(イ) ロジックの問題点と対案

- ① 原則：労働契約法、例外：通則法という関係の逆転。
- ② 国家公務員給与の動向は要考慮事項の一つ。立法当初では国家公務員は最低水準。これを下回ってはいけないというもの。
- ③ 用考慮事項の法的確定と、要考慮事項間の重みづけの法的確定。

(ウ) 今後の展望

- ① 大震災後の復興のための財源確保のための国家公務員給与の削減という事例と人事院調査に基づく国家公務員退職金の減額という事例。校舎の方が63条3項をめぐる労働法的解釈を展開するうえではより本格的。前者は労働法外在的なので。
- ② それでもなお、空中戦をみんなでやりぬきませんか？